

令和3年度 岐阜県サプライチェーン対策生産設備 導入事業費補助金の募集

岐阜県では、国際的なサプライチェーンのリスクを回避するために、サプライチェーンを見直す企業について、生産設備を導入する経費の一部を支援します。

■ 補助対象者

県内に事業所を有する製造業の企業

※大企業（みなし大企業含む）及び令和2年度の同補助金の交付を受けた企業を除く

■ 補助対象事業

国際的なサプライチェーンのリスクを回避するために、新たに生産設備の導入を行う以下のいずれかの事業

Aタイプ：海外の自社工場で生産していた部品を、県内の自社工場での生産に切替え

Bタイプ：海外の取引先から輸入していた部品を、県内の自社工場での生産に切替え

Cタイプ：海外からの部品調達を国内に切替える企業からの依頼により新たに県内工場で生産

■ 投資額要件

補助対象経費が1,000万円以上

■ 事業効果要件

申請者の全事業所（県内）の付加価値額*の合計が、令和3年度の前年度の決算と比較して5年後（令和8年度）に15%以上増加が見込めること
※「付加価値額」とは、営業利益+人件費+減価償却費

■ 補助対象期間

交付決定日～令和4年1月31日（月）

・交付決定日より前に発注した設備は対象外

■ 補助率

2/3以内

■ 補助限度額

5,000万円

■ 補助対象経費

生産設備の取得に要する経費

・令和4年1月31日（月）までに納品及び支払いが完了するもの

<補助対象外となる主な経費>

- ・検査機、搬送機、取出機、システム等の附属設備
- ・運搬、設置、配線工事、稼働点検、保守点検、組立にかかる費用
- ・改造、維持修繕、撤去、処分にかかる費用
- ・設計費、管理費、諸経費にかかる費用
- ・割賦、リース（ただし、ファイナンスリースは補助対象）、中古、レンタルによる購入
- ・消費税等相当額

■ 受付期間

令和3年4月12日（月）～5月31日（月）17時【必着】

■ 留意事項

- ・ 交付申請を希望する場合は、必ず岐阜県企業誘致課に事前相談してください。
- ・ 令和2年度に、同様の「岐阜県サプライチェーン対策等生産設備導入事業費補助金」の交付を受けた企業は、今回交付申請できません。
- ・ 1企業につき、1交付申請までとなります。
- ・ 交付申請できる設備の数は、1申請1台までとなります。
- ・ 岐阜県及び岐阜県が関与する支援機関の補助金との併用はできません。
- ・ 国の補助金との併用は可能です。なお、補助金額の算定は、設備に係る全体額から補助金額を減じた額に補助率を乗じた額となります。
- ・ 予算額（6億3千万円）を超える交付申請がある場合は、補助率を減じて交付決定をすることがあります。
- ・ 対象となる設備は、交付決定日以降に発注を行ったものになります。交付決定日の前に事業を着手（発注）する必要がある場合は、交付申請書の提出時に事前着手届も併せて提出してください。ただし、その場合でも、交付申請日より前に発注している設備は対象にはなりません。また、事前着手届があっても、交付決定されとは限りませんのでご注意ください。
- ・ 交付決定は、令和3年7月下旬を予定しています。申請が多数ある場合は、審査に時間を要するため変更することがあります。
- ・ ファイナンスリースによる取得の場合は、設備を取得するリース会社との共同申請になります。その場合、設備に係る経費のみが対象になります。
- ・ 実績報告書は、事業が完了してから30日以内、または令和4年1月31日のいずれかの早い方の日までに提出してください。
- ・ 補助対象の生産設備を、償却資産の耐用年数の期間内に財産処分する場合は、補助金の返還が生じることがあります。
- ・ 補助金交付後から5年間（令和4～8年度分）は、事業報告書の提出が必要となります。

■ 事前相談期間 令和3年4月12日（月）～ 5月21日（金） 17時

- ・ 事前相談は、来庁するかWEB会議での打合せになります。
- ・ 事前相談の日程調整は、電話または電子メールにてお願いします。

■提出書類（各1部）

- ・ 交付申請書（代表者印の押印要）
- ・ 事業計画書（別紙1）
- ・ 事業内容説明書（別紙2）
- ・ 決算書（直近2年間分。営業利益、人件費、減価償却費がわかるようマーキングし、別紙2「3. 事業の実施目標」の数値と合うよう記載してください）
- ・ 定 款
- ・ 見積書（費用明細は必ず必要になります。一式による計上は不可です。設備の本体価格、オプション部品、検査機、搬送機、取出機、システム等の附属設備、運搬、設置、配線工事、稼働点検、保守点検、組立、設計、諸経費等が明確にわかるように記載してください。）
- ・ 直近の県税（法人県民税及び法人事業税）の納税証明書（完納証明ではありません。）
- ・ サプライチェーン対策がわかる資料
 - Aタイプ：海外に自社工場があることがわかる資料（HP、パンフレットなど）
 - Bタイプ：海外から輸入していたことがわかる書類（国・企業名がわかる納品書など）
 - Cタイプ：他企業からの依頼文書（国名、企業名、サプライチェーンに関する依頼内容が明確にわかるもの）
- ・ 事前着手届（交付決定前に発注を行う場合）

■提出先及び問合せ先

申請書の様式は、以下ホームページからダウンロードしてください。上記の提出書類は、令和3年5月31日（月）17時（必着）までに下記あてに郵送又は持参してください。

なお、郵送の場合は、配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、特定記録等）にてお送りいただきますようお願いいたします。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/62017.html>

岐阜県 商工労働部 企業誘致課 立地支援係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1 10階

電話：058-272-8370 FAX：058-278-2659

メールアドレス：c11342@pref.gifu.lg.jp